

BTMU CHINA WEEKLY

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 11月の製造業 PMI 指数 49.6 前月比 0.2 ポイント下落
- 李克強首相 新「李克強指数」について言及

【貿易・投資】

- 中国企業の海外進出 持続的な発展にはなお多くの課題

【金融・為替】

- IMF SDR 構成通貨に人民元採用を決定

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「加工貿易禁止類目録の調整に関する公告」
- 「『企業所得税優遇政策事項処理弁法』の公布に関する公告」

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆11月の製造業 PMI 指数 49.6 前月比 0.2 ポイント下落

国家統計局、中国物流購買連合会の1日の発表によると、11月の製造業 PMI 指数は前月より 0.2 ポイント下落して 49.6 となり、4 ヶ月連続で景況感の改善と悪化の分岐点となる 50 を下回った。

主要項目別では、生産指数が前月比▲0.3 ポイントの 51.9 と 50 を上回ったものの、新規受注指数は同▲0.5 ポイントの 49.8、新規輸出受注指数は同▲1.0 ポイントの 46.4、輸入指数は同▲0.8 ポイントの 46.7 と、軒並み前月から低下し、50 を下回った。

また、今後の景況感動向を示す生産経営活動期待指数は前月比▲4.2 ポイントの 48.3 と大幅に低下し、10 ヶ月ぶりに 50 を下回った。

同局は PMI 指数の下落要因について、内外需の不振、大口商品価格の低迷、経済の下振れ圧力による企業の調達活動の鈍化等を挙げた。

なお、非製造業 PMI 指数は前月比+0.5 ポイントの 53.6 となった。

◆李克強首相 新「李克強指数」について言及

李克強首相は11月2日付の英国経済誌「エコノミスト」に「中国経済の青写真」と題するレポートを寄稿した。李首相は今後の中国経済の発展には量的緩和や通貨切り下げ競争ではなく、構造改革が必要であり、雇用・所得水準・環境保全を最重要視すると強調した。これまで中国経済の実態を示す数字として注目されてきた「李克強指数」^(注1)と呼ばれる電力消費量・鉄道貨物輸送量・新規銀行貸出の3つの指標については、経済実態との関連性が薄れてきていることを認めた。

足元の中国経済については、起業とイノベーションが活発化し、サービスセクターが GDP の半分を占め、国民の可処分所得の伸びは GDP 伸び率を上回り、消費の GDP 成長率に対する寄与度は 60%に達していると指摘した。

一方で、構造改革にあたっては、新たな成長エンジンの発掘だけでなく伝統産業の競争力向上も必要であるとし、「中国製造 2025」^(注2)、「インターネット+」^(注3)といった国家戦略を通じた「メイド・イン・チャイナ」のブランド力強化を進めていく方針や、サービス分野以外での外資参入の規制緩和をさらに進めていく方針も示した。

(注1)「李克強指数」:李克強首相が遼寧省のトップを務めていた時代に、現地の経済の実態を反映する指標として電力消費量・鉄道貨物輸送量・新規銀行貸出の3つの要素を重視していた。英国経済誌「エコノミスト」が名付けたもの。

(注2)「中国製造 2025」:2015年3月の全国人民代表大会で打ち出された概念。イノベーションを通じて製造業の高度化を図り、2049年までに製造大国から製造強国への転換を目指す国家戦略で、5月に今後10年間の製造業の具体的な発展計画が発表された。

(注3)「インターネット+」:インターネットと各種産業の融合を加速させることで、新たな発展の原動力創出に結びつけることを目指す国家戦略。

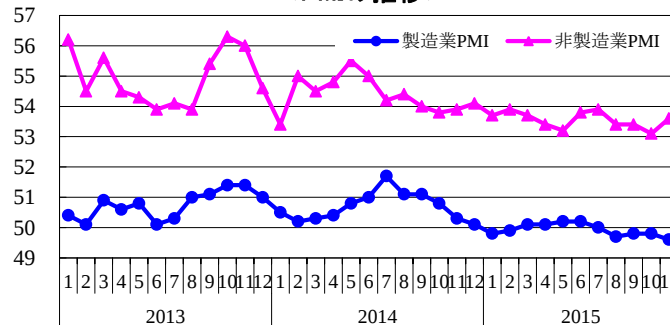
【貿易・投資】

◆中国企業の海外進出 持続的な発展にはなお多くの課題

国連開発計画(UNDP)中国事務所、商務部国際貿易経済合作研究院、国務院国有資産監督管理委員会研究センターは連名で11月10日、「海外の中国企業の持続可能な発展報告 2015」と題するレポートを発表した。

中国の海外進出企業を対象としたアンケート調査(回答数:254社)を踏まえ、経済、環境、社会、コーポレートガバナンスの観点から、中国企業の海外事業展開の実態と持続的発展の実現に向けた課題を纏めている。

＜PMIの推移＞



(出所) 中国物流購買連合会の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

2000 年以降、中国政府の「走出去（対外投資促進）」戦略を背景に、中国企業の対外直接投資は年平均 36.4% の勢いで伸び、2014 年の対外直接投資総額は前年比+14.2% の 1,231.2 億米ドルと、3 年連続で世界第 3 位の対外投資国となった。2014 年末現在、進出中国企業は 1 万 8,500 社、投資国は 186 ヶ国、設立企業数は 2 万 9,700 社。投資先では、アジアが全体の 68.1%、業種ではリースと商業サービス業が全体の 36.5% と、比率が最も高かった。

足元の収益状況については、7 割以上の企業で利益が出ているか、ほぼトントンとの回答。一方、現地経営の問題点として、現地における資金調達手段が限られていること、原材料の現地調達が進んでいないこと、CSR（企業の社会的責任）報告書の公表が徹底されていないこと等が顕著となったほか、現地の文化・習慣の理解不足、海外事業の経験不足、人材不足等から地元住民とのトラブルが起きていることも浮かび上がった。

同報告書は、今後中国企業の海外進出は政府の「一帯一路」戦略の推進に伴ってさらに加速が予想されるなか、中国企業の持続可能な海外発展と投資受入国との共存共栄のために「グローバルに考え、ローカルに動く」使命に立って、利害関係者とのコミュニケーション機能の強化、企業経営の透明性の向上、現地法令の遵守、環境影響評価の強化、現地調達の引き上げ、技術移転等を図る努力が不可欠であると提案した。

【金融・為替】

◆IMF SDR 構成通貨に人民元採用を決定

国際通貨基金 (IMF) は 11 月 30 日開催の理事会で、特別引出権 (SDR) ^(注) の構成通貨に人民元を採用することを正式に決定した。来年 10 月 1 日から、従来の構成通貨 (米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド) に加え、5 番目の通貨として人民元が組み入れられる。

IMF 理事会による SDR 構成通貨の見直しは通常 5 年に 1 回行なわれ、貿易量と通貨取引の自由度が SDR の採用基準となっている。人民元はいずれの基準も満たしていると思われ、SDR への組み入れが承認された。SDR の価値は、構成通貨を組み合わせた通貨バスケットで算出され、新しいバスケットの構成比は、人民元が 10.92% と、日本円、英ポンドを上回って 3 番目の通貨となった。

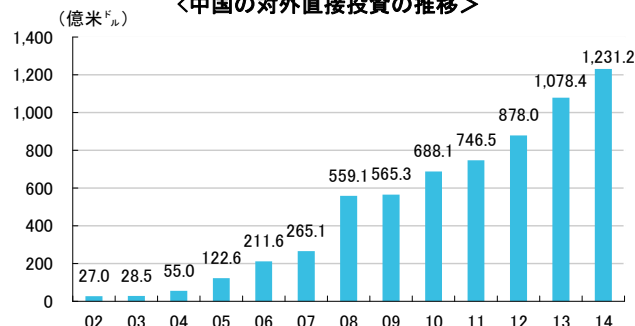
IMF は今回の決定が中国経済をグローバル金融システムに統合していく上での重要な一里塚であり、SDR の価値向上にも繋がると評価した。

一方、中国人民銀行も翌日、IMF の決定を受けて中国の金融改革と対外開放を継続することで、世界経済の成長を促進、グローバル金融システムの安定に貢献していくとの声明を発表した。

(注) 特別引出権 (SDR) は、IMF が 1969 年に創設した国際準備資産で、IMF は加盟国の出資比率に応じて SDR を配分し、加盟国は対外支払い時に外貨が不足した場合等に、他の加盟国から SDR と引き替えに主要通貨を得ることが出来る。詳細については下記 IMF のウェブサイトをご参照。

<http://www.imf.org/external/japanese/np/exr/facts/sdrj.htm>

＜中国の対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部等「2014年度中国対外直接投資統計公報」

(注) 2005年迄は非金融業のみ、2006年以降は全業種を含む。

＜中国の対外投資/地域・業種構成 (2014年末現在)＞

地域別		業種別	
アジア	68.1%	リースと商業サービス業	36.5%
ラテンアメリカ	12.0%	金融業	15.6%
欧州	7.9%	採鉱業	14.0%
北米	5.4%	卸売・小売業	11.7%
アフリカ	3.7%	製造業	5.9%
オセアニア	2.9%	その他	16.3%

(出所) 商務部等「2014年度中国対外直接投資統計公報」

＜SDR構成通貨の比重変更＞

通貨	前回の見直し (2010年)	今回の見直し (2015年)
米ドル	41.90%	41.73%
ユーロ	37.40%	30.93%
人民元	-	10.92%
日本円	9.40%	8.33%
英ポンド	11.30%	8.09%

(出所) IMFの公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

今週はデータのみの掲載とさせていただきます

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.11.23	6.3900	6.3840~ 6.3955	6.3896	0.0046	5.1903	-0.0040	0.82443	0.0007	6.7934	-0.0249	2.3300	3781.53	-20.78
2015.11.24	6.3915	6.3858~ 6.3915	6.3895	-0.0001	5.2118	0.0215	0.82430	-0.0001	6.8007	0.0073	2.4000	3786.66	5.13
2015.11.25	6.3890	6.3865~ 6.3899	6.3892	-0.0003	5.2237	0.0119	0.82434	0.0000	6.8202	0.0195	2.4500	3820.06	33.40
2015.11.26	6.3895	6.3885~ 6.3930	6.3896	0.0004	5.2126	-0.0111	0.82440	0.0001	6.7795	-0.0407	2.4200	3807.33	-12.73
2015.11.27	6.3928	6.3915~ 6.3952	6.3952	0.0056	5.2262	0.0136	0.82511	0.0007	6.7875	0.0080	1.8000	3598.42	-208.91

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2015 年 11 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

[規則]

【加工貿易】

○「加工貿易禁止類目録の調整に関する公告」(商務部・税関総署公告 2015 年第 59 号、2015 年 11 月 10 日公布・施行)

「加工貿易禁止類目録」に記載される品目を一部削減したもの。
■品目は、国の産業政策に適合するもの、高エネルギー消費・高汚染でないもの、高技術を含んだもので、銀鋇・その他の鋇及び製鋇、有機化学品のメチルオキシラン(プロピレンオキシド)及びアミノアルコールフェノール等のアミノ化合物、植物性着色料・製品、スチレン重合体のくず・端材、高純度未鍛造のビスマスのくず・粉末など 11 品目。これにより加工貿易禁止類商品は 1862 品目となる。詳細は、商務部の下記のウェブサイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201511/20151101159729.shtml>

【税】

○「『企業所得税優遇政策事項処理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局 2015 年第 76 号、2015 年 11 月 12 日公布・施行)

企業所得税の優遇が税務局の審査認可から届出に変わったことをふまえ、その手続きについての統一規則を公布したもの。2015 年度からの優遇事項の届出から適用される。■①企業が自ら税優遇規定に合致することを判断した場合、所定の表に記載の上で届出を行う、②定期減免税は優遇を享受する年度に届出を行う、③複数の優遇を同時に享受する場合、または特定の優遇が項目毎に計算する必要がある場合(研究開発費用の加算控除、所得減免、環境保護・省エネ・節水・安全生産などの専用設備を購入した場合の投資控除・免税)、別々に計算する、④届出内容に変更がある場合、変化のあった日から 15 日以内に変更届出を行う、⑤分支機構(分公司)が優遇を享受する場合はその主管税務機関に届出を行い、総機構(総公司)は企業所得税年度納税申告時に所定のリストに記入の上で届出を行う、など。■公告には届出となった税優遇事項目録、届出表、分支機構の届出用リストが添付されている。詳細は、国家税務総局の下記のウェブサイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1907412/content.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2016 年 1 月 2 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>